



許可番号06521005708

産業廃棄物処分業許可証



住 所 京都府京都市伏見区横大路千両松町126番地
氏 名 株式会社 京都環境保全公社 代表取締役 鍋谷 剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 門 川 大 作



許可の年月日 平成 25年 10月 1日
許可の有効年月日 平成 32年 9月 30日

1. 事業の範囲

【事業の区分】 中間処理（焼却・破砕・選別・圧縮固化・減容固化）

焼却 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬ 圧縮固化 ⑤⑥⑦⑧⑨
破砕 ⑤⑥⑦⑧⑪⑫⑬⑭ 減容固化 ⑤（発泡スチロールに限る。）
選別 ⑤⑥⑦⑧⑪⑫⑬⑭

【取り扱う廃棄物の種類】

- | | | |
|------------|------------|---------|
| ① 汚泥 | ⑥ 紙くず | ⑪ ゴムくず |
| ② 廃油 | ⑦ 木くず | ⑫ 金属くず |
| ③ 廃酸 | ⑧ 繊維くず | ⑬ ガラスくず |
| ④ 廃アルカリ | ⑨ 動植物性残さ | ⑭ がれき類 |
| ⑤ 廃プラスチック類 | ⑩ 動物系固形不要物 | |

以上14種類

(石綿含有産業廃棄物を除く。)
(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
(水銀含有はいじん等を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

〔設置場所〕 京都市伏見区横大路千両松町126番地

(1) 焼却施設Ⅰ ロータリーキルンプラス後燃焼ストーカー式焼却炉
設置年月日 : 平成 8年 1月18日
許可年月日 : 平成 6年 8月23日 許可番号 : 第118号
処理能力 : ① 1.8 m³/日 ② 1.1 m³/日 ⑤ 100 t/日
③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬ 6.2 t/日

焼却施設Ⅱ 炭化炉（連続炭化装置 SK-B 型）
設置年月日 : 平成23年 3月16日
処理能力 : ① 1.64 m³/日



(2) 破碎施設Ⅰ 二軸剪断式破碎機
 設置年月日 : 平成14年11月13日
 許可年月日 : 平成29年9月29日 許可番号 : 第173号
 処理能力 : ⑤ 29.7 t/日(24H) ⑦ 104.4 t/日(24H) ⑭ 268.2 t/日(24H)

破碎施設Ⅱ 二軸破碎機 (HB-390Ⅲ)
 設置年月日 : 平成28年10月18日
 許可年月日 : 平成28年10月4日 許可番号 : 第171号
 処理能力 : ⑤ 265.6 t/日(24H) ⑦ 417.3 t/日(24H)
 ⑭ 1.122.9 t/日(24H)

(3) 選別施設 高精度選別施設 (振動・比重・風力選別機, 磁選機,
 光学選別機, 手選別コンベアライン)
 設置年月日 : 平成25年11月25日
 処理能力 : 120 t/日(24H)

(4) 圧縮固化施設 一軸破碎機 (BR-200), 二軸スクリー式成形機 (wP-300)
 設置年月日 : 平成16年4月29日
 処理能力 : 59.8 t/日

(破碎施設 (一軸破碎機))
 設置年月日 : 平成27年3月12日
 許可年月日 : 平成27年2月23日
 許可番号 : 第168号

(5) 減容固化施設 発泡スチロール減容機 (FM-300BS)
 設置年月日 : 平成19年12月20日
 処理能力 : 2.4 t/日(8H)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成	3年	10月	1日	新規許可
平成	8年	10月	1日	更新許可
平成	13年	10月	1日	更新許可
平成	16年	5月	31日	変更許可 (追加 圧縮固化 ⑤⑥⑦⑧⑨)
平成	18年	6月	26日	変更許可 (追加 選別 ⑤⑥⑦⑧⑪⑫⑬⑭)
平成	18年	10月	1日	更新許可
平成	19年	4月	6日	変更届 (圧縮固化・成形機入替え)
平成	20年	1月	7日	変更許可 (追加 減容固化 (発泡スチロール))
平成	20年	3月	4日	変更届 (追加 破碎工程へ圧縮梱包工程)
平成	21年	10月	27日	変更届 (追加 プラスチックシートリサイクル装置(1))
平成	23年	2月	4日	変更届 (追加 プラスチックシートリサイクル装置(2))
平成	23年	3月	16日	変更届 (追加 炭化炉)
平成	23年	6月	22日	優良確認
平成	25年	10月	1日	更新許可・優良認定
平成	25年	11月	25日	変更届 (廃止 振動篩機, プラスチックシートリサイクル装置(1) 追加 高精度選別施設)
平成	27年	3月	25日	変更届 (圧縮固化・破碎機入替え)
平成	28年	5月	18日	変更届 (廃止 プラスチックシートリサイクル装置)
平成	28年	11月	1日	変更届 (追加 破碎施設Ⅱ)
平成	29年	11月	21日	変更届 (稼働時間延長 破碎施設Ⅰ, 選別施設)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無